令和5年11月1７日

子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、

早急に「ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定を求める陳情

沖縄県議会議長

赤嶺　昇　様

陳情人

住所：南城市字つきしろ1739番地の7

氏名：ギャンブル被害を無くす沖縄県民の会

代表：砂川 竜一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　090-3796－7745

ギャンブル依存症はその本人やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせます。多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせています。沖縄県の子どもの貧困は全国一と言われておりますが、この原因に沖縄県のギャブル依存症が全国平均より高いのではないかという推測が成り立ちます。よって、沖縄の子どもの貧困をなくすためには、まず、沖縄県のギャンブル等依存症の被害者を減らすことが急務だと考えられます。

国会では、ギャンブル依存症等対策基本法という法律が作成されました。そこには国の責任、地方自治体の責任、国民の責任、教育機関の責任、関係事業者の責任等が示されており、都道府県においては、「ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定が求められています。首相官邸ホームページによると、令和４年３月時点において全国４７都道府県中、令和４年度までに作成予定の都道府県が３６都道府県あり、残りの１１都道府県は令和５年以降に作成とあり、沖縄県もそこに含まれています。

本来、子どもの貧困が全国一と言われている沖縄県こそ、真っ先にギャンブル依存症等対策に取り組むべきだと考えます。また、これら２つは、密接な関係があり、決して別々の問題ではないからです。よって、沖縄県においては、子どもの貧困とギャンブル依存症の因果関係を明らかにしたうえ、「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するべきだと考えます。

ギャンブル依存症は、本人の努力のみでは治療することが難しいが、家族のみで解決しようとして手遅れになることが少なくありません。早めに専門家に相談し治療を開始することが大切であり、そのためには、県民一人ひとりが未然にそのような知識、情報を持つことが必須である。そして、その知識の普及こそ沖縄県の役割であり、「ギャンブル等依存症対策推進計画」前でも、知識普及の啓発活動を開始するべきだと考えます。

よって、沖縄県から子どもの貧困及びギャンブル依存症を撲滅するために、以下陳情いたします。

1. 子どもの貧困とギャンブル依存症の因果関係を解明した上で、早急に「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定すること。
2. 「ギャンブル等依存症対策推進計画」策定前でも、ギャンブル依存症に対する知識を県民に普及させるために、地元新聞・テレビ、沖縄県の広報紙やネット発信を開始すること。